

令和2年度

高森町一般会計補正予算（第13号）  
概要書

---

## 高森町事業所継続支援補助金

- 令和3年1月14日に発令された熊本県独自の緊急事態宣言を受け、外出自粛等により影響を受けている事業所支援のため「高森町事業所継続支援補助金」を創設します。

### 【補助対象者】

- 次の要件をすべて満たす者

- ①令和2年12月又は令和3年1月の収入（売上）が前年同月より減少していること。
- ②高森町内に本店・本所を構えていること。
- ③対象事業の前年の収入（売上）が50万円以上あること。
- ④熊本県の「時短要請協力金」を受給しない事業所であること。

- 対象業種

小売業（スーパー、コンビニ等含む）、飲食料品卸売業、宿泊業、生活関連サービス業（理容・美容等）、娯楽業、学習支援業、熊本県の「時短要請協力金」を受給しない飲食サービス業 等

【補助額】 **一律給付額10万円＋加算給付額（前年売上の1%）**  
**※30万円上限**

【申請期間】 令和3年2月8日（月）～3月12日（金）まで

【問い合わせ】 高森町役場 政策推進課 商工観光係（62-2913）



事業費	補助額	一般財源
3,000万円	0円	3,000万円